

防府市・春川市小中学生交流事業実施要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市・春川市小中学生交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、防府市及び春川市の小中学生の交流と文化のふれあいを通して、両市の友好交流を促進するとともに、次代を担う豊かな心と国際感覚を備えた児童・生徒の育成を目的として、防府市・春川市小中学生交流事業を実施するものとする。

(派遣対象者)

第2条 派遣対象者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、保護者の承諾を得られる者とする。

- (1) 防府市に住所を有する小学5年生から中学3年生までの児童及び生徒
- (2) 小学校就学後において、海外に在住経験のない者
- (3) 心身共に健康で協調性に富み、規律ある団体生活ができる者
- (4) 春川市派遣の体験を、事業実施後においても十分に活かすことができると認められる者

(募集の方法)

第3条 被派遣者の募集は公募によるものとし、派遣を希望する者は、防府市・春川市小中学生交流事業派遣申込書（第1号様式）に保護者の同意書（第2号様式）を添えて申し込むものとする。

(派遣人員)

第4条 派遣する人員の数は、毎年度予算の範囲内で防府市・春川市小中学生交流事業実行委員会で定める。

(被派遣者の選考及び決定)

第5条 被派遣者は、応募者の中から別に定める方法により実行委員会において選考し、市長が決定する。

(派遣期間)

第6条 被派遣者の派遣期間は、春川市と協議の上、予算の範囲内で実行委員会において定める。

(派遣の取消し)

第7条 市長は、派遣決定後、被派遣者において、健康上の理由、その他被派遣者として不適当な事由が生じた場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(引き受け事業の内容決定)

第8条 引受け事業内容については、春川市と協議の上、予算の範囲内で実行委員会において定める。

(庶務)

第9条 本事業に関する庶務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流室において行なう。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府市・春川市小中学生交流事業派遣申込書

年 月 日

ふりがな 氏名			(男・女)
生年月日	年	月	日 (歳)
現住所	〒 防府市		電話 ー
学校名	学校 (学年 年生)		
海外在住経験の有無	ある		ない
事前・事後研修への参加	できる		できない
健康上の問題の有無	ある		ない
地域の国際交流事業への参加	する		しない
クラブ活動、 特技、趣味等			

第2号様式（第3条関係）

同 意 書

このたびが、「防府市・春川市小中学生交流事業」に参加申し込みをするに当たり、保護者として派遣の目的に賛同するとともに、実施内容を承諾し、同意します。

なお、被派遣者として決定した場合は、事前・事後研修へ参加すること、及び派遣期間中における病気・けがや事故等による補償は、海外旅行保険、任意保険等によるものとし、公費による補償はないことに同意します。

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住 所

保護者名

続 柄